

祝 卒 業



広報



としま 3

CONTENTS

中之島小中学校に校旗が贈呈されました《表紙》

詳しくは>>5ページへ

各島で卒業式が挙行されました

詳しくは>>2ページへ

今月号は議会だよりも掲載してます

詳しくは>>22ページへ

平成 27 年 03 月 27 日発行 (隔月発行) Toshima Village Public Relation 2015.03. No.214

卒業生の皆さん、ご卒業

私がここまでこれたのも、先生や父母、島民の方々のおかげです。そして、中学生になれば、勉強の時間も増えるため小学校の時より、寝る時間が遅くなります。だから、早く中学生のリズムに慣れ、勉強もがんばりたいと思っています。また、今までの先輩たちみたいに優しく、思いやりのある人になりたいです。そのために、話す相手によって言葉を使い分けられるように努力したいです。



悪石島小学校卒業

有川 雅さん

小学校の思い出は、十島村の小学生と修学旅行や交流学习を行ったことです。普段は他島の小学生となかなか交流する機会がないので、すごく楽しかったです。また、島の方々と一緒に運動会をはじめ、たくさんの行事をしたことも思い出に残っています。運動会では応援のダンスをしたり、競技に参加して下さったりして、とても盛り上がりました。中学生になったら、勉強が難しそうで、宿題も多く今よりも大変になると思いますが、一生懸命頑張りたいと思っています。



小宝島小学校卒業

清水 宏太郎さん

ぼくの将来の夢はコックです。ですから料理の本を見てメモしたり、実際に料理をしたりして身につけていきたいです。卒業が近づき、わくわくしています。特に思い出に残っているのは運動会と、文化祭です。今まで育ててくれたお母さんにとても感謝しています。十島村のみなさんこれからもよろしくお願いします。



宝島小学校卒業

中村 久光さん

私は、小学校最後の文化祭が1番の思い出です。小学校1年生から中学校3年生までみんなが1つになったと感じられるからです。その思い出を大切に、中学校でもいろいろとがんばりたいです。特に勉強は今までより難しくなるので、しっかりとついていけるよう、がんばります。



諏訪之瀬島小学校卒業

山中 雪嘉さん

僕はこの島で義務教育9年間を過ごしたことが最高の思い出となり、この島に来て本当によかったです。この島に来島して間もないころ近所のお兄さんと一緒に海に行って遊んだり、学校の先生と一緒に笹舟を作ったりするなどして島に慣れることができました。今ではこの島を離れることが寂しいと感じるほどこの島が大好きです。高校では家族同然の島民から受けた恩を決して忘れずに、夢の実現に向けてがんばっていきます。



諏訪之瀬島中学校卒業

伊東 聖真さん

僕は山海留学生として半年間でたくさんのことを体験することができました。毎朝のランニングや始業式や終業式など人まえでの発表、十五夜の相撲などの地域行事、どれも今まで経験したことのないことばかりでした。さらに、人の交流が苦手な僕が友だちをつくることができ、とてもうれしかったです。最後になりますが、ぼくにこのような貴重な機会を与えてくださった方々に感謝しています。本当にありがとうございました。



諏訪之瀬島中学校卒業

東 竜平さん

おめでとうございます！

春の訪れを感じ始めた3月。夢と希望に満ちあふれた10名の児童が中学校へと足を進め、5名の生徒が学び舎を巣立っていきます。

卒業生5名は各学校や各地域で学んだ多くのことを胸に、それぞれの夢・目標に向かって大きく羽ばたいてもらいたいものです。

ここでは、小学校・中学校の卒業生をご紹介します。これからも頑張ってください。



中之島小学校卒業

羽生 伊織さん

ぼくは、卒業を迎えます。中学生になると、今やっているバドミントンが少年団から部活動になります。7月になると、桜島で県大会があります。小学生の時、何度か見に行ったけど、ぼくが予想していたものとは全くちがいました。大会で1回戦を突破するには、7月までにもっと強くなければなりません。足腰をきたえて、1回戦を突破したいです。中学生になって、大会出ることが楽しみです。



中之島中学校卒業

小林 良介さん

僕は9年間、ここ中之島小中学校で過ごしました。毎朝、友人と話をしながら登校し、たくさんの花に水を掛け育てました。また、毎日温かいおいしい給食を食べ、昼休みにはみんなでたくさん遊びました。こんな僕の学校生活は、本当に幸せなものでした。高校へ行ってもこの中之島で学んだことを忘れず生かし、将来十島村に恩返しができるように、これからも頑張りたいです。



諏訪之瀬島小学校卒業

秋庭 吐火羅さん

ぼくの学校生活の中での一番の思い出は、部活動です。今までバドミントン、野球と二つの部活動をやってきて、きついと感じることもありました。楽しいと感じることもありました。また、ぼくの将来の夢はギタリストです。中学生になれば色々することが増えてくると思いますが毎日20分間はギターを弾くようにしたいです。また、積極的な中学生になりたいので、いまだにできない整理整頓からしていきます。



口之島小学校卒業

永吉 美悠さん

私は4年生の時に口之島にきましたが、毎日がとても楽しく、充実しています。特に、今年の「トカラ列島島巡りマラソン大会」が思い出に残っています。将来の夢は、患者さんに信頼される医者さんになることです。そのために、中学校では勉強や部活を一生懸命頑張ります。みなさん、今までありがとうございました。中学生になってもよろしく願いいたします。



口之島中学校卒業

日高 裕星さん

僕の口之島での思い出は、エイサーです。エイサーは、小学校低学年の頃から学校で踊り始めた沖縄の伝統芸能です。高学年になると僕に初めて後輩ができ、みんなに細かいところを指導して、島の運動会や文化祭等で披露しました。体を動かすことが好きな僕は、エイサーをするのがとても楽しかったです。高校では、親元を離れて生活しますが、自立心を鍛えて、部活・勉強等を精一杯頑張りたいと思います。今までありがとうございました。

中之島小中学校に校旗が贈呈されました！

中之島小中学校の卒業式が行われた3月10日、卒業式の前に校旗の贈呈式が行われました。この校旗は177名の方々から頂いた寄附を元に作成されました。



▲贈呈の挨拶をする安藤基浩氏



▲池邊校長（左）と安藤氏（右）

校旗を贈呈していただいた安藤基浩さんよりコメントが届きました▼

昨年の運動会で、数十年ぶりに我が母校の校旗を見ました。そこには、約50年という長い歳月を経て、生地等かなり傷んだ校旗がひっそり立てかけられていました。それは、とても棚引かせながら歩ける様な状態ではなくとても見るに堪えない状態でした。そこで、これは新調できないかと、地域の方々、トカラふるさと会、中之島小中学校出身者、中之島出身者、多くの方々の協力のもと、寄附を募る事にしました。

まず、名簿集めから始め、傷んだ校旗の写真を載せた文章を作成し、島出身者の先輩方の集まる忘年会や同窓会等あれば顔を出し、話をさせて頂き、また300通を超える封書を作成し送付させて頂きました。

その想いは、とても嬉しく、とても有難い事に、多くの方々へ通じ、暖かい御志し、気持ちを頂き、多大な御寄附を募る事ができました。そうやって、産みだされました校旗には、愛校心、生まれ育った島への想い、そういう想いを持った方々の、多くの、いろんな想いが詰まっています。

今まで約50年という長い歳月、中之島小中学校を見続け、歴史と伝統を刻みこんできた今ある校旗の魂は、今回産みだされた校旗へ移りました。そして新たに産み出された校旗は、今まで同様、歴史と伝統を引き継ぎつつも、これをきっかけとし、新たな歴史と伝統を刻み込んで、中之島小中学校を見続けていってくれる事と思います。

先生方、生徒の皆さん、PTAの方々へは、「中之島を誇れる生徒、中之島が誇れる生徒」の育成をして下さる事を願い、そして地域の方々へは、これをきっかけとして、地域活性の活力となり、中之島の益々の発展と繁栄になる事を祈りつつ、多くの方々のいろんな想いから立派な校旗ができた事を、有り難く想い、皆様へ感謝しつつ、贈呈させて頂きました。

最後に、昨年の10月から、構想を練り、今年の元日に皆様に送付させて頂いたのですが、皆様の早々の御志しのお陰で、今年度の卒業式に間に合いました。皆さんのお気持ちを伝え、しっかり校長へ手渡し致しました。

今年度の卒業式に間に合ったのも、早々に御寄附して下さいました皆さんのお陰です。島民の方々からも、特に今年巣立つ親御さんから、「ありがとう」という言葉を頂きました。この活動してほんと良かったと心底実感できた時間でした。校旗を新調する機会に立ち会える事、新調する事は、先生達でさえ、なかなか無い機会です。あの場に立てた事は一生の思い出となりました。そして、御寄附して下さいました皆様も同様、生涯の思い出にして下さい。

この気持ちを御寄附して下さいました皆様へ、いかに伝えるか責任の重さも更に感じております。皆様へ心から感謝すると共に、皆様も自分の御寄附で産み出された校旗だという事を感じて頂ければと思います。

ご卒業おめでとうございます

来年度からは中学生になります。学校を背負い、みんなを引っ張っていきたいです。運動会や文化祭などの学校行事は、とても思い出に残っています。学校で中学生の先輩を見習って、立派な中学生になっていきたいです。島民のみなさんや先生方、家族が支えてくださったおかげでここまで成長できたと思っています。ありがとうございます。中学校でもがんばります。



宝島小学校卒業

今村 治樹さん

9年間、宝島小中学校で過ごし、先生方や下級生とのたわいのない会話や、運動会・文化祭などの大きな行事すべてが私の大切な思い出です。私は将来、美術関係の仕事に就きたいと思っています。そのためにも、高校で学ぶべきことを学び、忍耐力や計画的に物事を考える力をつけていきたいです。また、美術部に入部し、一生の友人を作りたいです。



宝島中学校卒業

伊地知 麻鈴さん

宝島に来て、一番がんばったのは運動会です。おとうさん、おかあさん、じいちゃん、ばあちゃんとはして私が1番でした。かっちゃんにもかちました。おうえんだんもプレープレーとみんなでがんばりました。今までで1番楽しい運動会でした。中学校でもがんばります。



宝島小学校卒業

福島 しほなさん

音楽の授業で卒業式の歌の練習が始まることで、あらためてもう卒業するんだなという気持ちになります。中学生になったら、みんなをまとめる側になります。先ばいの麻鈴さんや陽菜さんのように上手にまとめられるようになりたいです。今まで育てくれた父と母、地域の方々、ありがとうございます。そして、これからもよろしくお願いします。



宝島小学校卒業

平田 進之助さん

山海留学生の里親をしてみませんか！

教育委員会では、平成3年から山海留学生を全国に募集をしています。

これまでに多くの留学生在十島の豊かな自然の中で、のびのびと過ごしてきています。成人式で再開した時には誰もが、「十島で過ごしてよかった。」と話してくれています。それも里親を引き受けていただいた皆様のおかげと感謝している次第です。

その里親を引き受けていただく人を募集しています。留学希望があった時に、すぐに紹介するためには、前もって登録をしていただいている必要があります。今回その登録をしていただく人を募集するものです。

村の、島の活性化のために学校の存続・活性化は、切り離せません。里親には、留学生の保護者からの生活費と村からの補助金が支払われます。登録を希望される方は、学校を通じて教育委員会に申し出てください。

村単独定住希望者向けイベント

1ターン希望者、出身者、友好島民に向けて、十島村の情報や魅力を発信し十島村をより広く知ってもらう機会とするため、平成27年2月22日（日）大阪で村単独の定住希望者向けイベントを開催しました。昨年の東京開催と同様に多くの来場を頂き、十島村出身者が25名、1ターン希望者は9組と、40名以上の方にご参加いただきました。

イベント内容として十島村の紹介（DVD放映・定住支援制度などの説明）や、また定住者2名と定住促進プロジェクトチームの方々にご協力を頂き、質問対談形式のワークショップを行いました。村の生の声を発信したことで、移住希望者はより十島村で生活するというイメージが沸き、出身者の方々にとっては懐かしい故郷に思いを馳せる時間となったようです。イベント終了後には出身者による、関西ふるさと会立ち上げに向けた意見交換会・懇親会も開催され、「現在の十島村の為に何かできることはないか」という声が多く聞かれました。会の最後には「十島のうた」を全員で合唱し、これからの村の発展とその協力を誓いました。今後とも関東ふるさと会・関西ふるさと会と共に連携を取り、島外からも村を支え盛り上げていく体制づくりを進めていきます。



◀▶ イベントの様子



子牛のセリが行われました

2月10日（火）、3月13日（金）に鹿児島中央家畜市場にて、子牛のセリが行われました。結果は次のとおりです。

(税抜価格, 単位: 円)

	出荷頭数			合計金額			平均価格		
	去勢	雌	計	去勢	雌	計	去勢	雌	計
3月	22	7	29	13,678,000	3,560,000	17,238,000	621,727	508,571	594,414
2月	22	17	39	12,920,000	7,799,000	20,719,000	587,273	458,765	531,256



▲平田伊佐美氏の子牛

最高価格者		2月	3月
	去勢	日高創さん 白木拓也さん 670,000	平田伊佐美さん 739,000
	雌	中村 巧さん 549,000	平泉二太さん 609,000

株式会社ノエビアと

「協力協定書」を調印しました

株式会社ノエビアと十島村の間で「協力協定書」を昨年12月、同社社長の来庁の中で、調印しました。この協定の目的は、「十島村の豊かな自然・多様な生物資源・海洋資源を活用した企業活動を通じ、自然保護、地域の活性化に寄与し、相互の発展に資することを目的とする。」としており、具体的な内容としては「十島村のシンボルマークを、ノエビア及びその関連会社の商品や販売促進活動に無償で使用することを許諾する。」というものであり、調印の日から5年間を有効期間としています。

同社及び関連会社の株式会社ノエビアアビエーションにありましては、同社保有のヘリコプター2機を、諏訪之瀬島の飛行場に本拠地登録をされておられ、本村には長年にわたる多額の固定資産税の納税を頂いておりますことから、本年1月、同2社を訪問し、お礼を申し上げて参りました。

同社によりますと、現在販売しております「トカラの海の贈り物」シリーズの旧パッケージデザインをこの協定に基づくシンボルマークを使ったものに一新し、本年6月頃には発売したいとのことでありました。



▶ノエビア(株)海田社長と肥後村長

自主防災組織リーダー研修会が

開催されました

平成27年2月2日（月）に各島から代表者が参加し、県の防災専門アドバイザー脇昭夫氏による防災研修会を行いました。どのような災害が予測されるか、どのように備えるのかなどについて説明があり、各島の危険箇所や災害弱者がどこに住んでいるかを把握するためのハザードマップの作製も行い大きな成果を得ることができました。

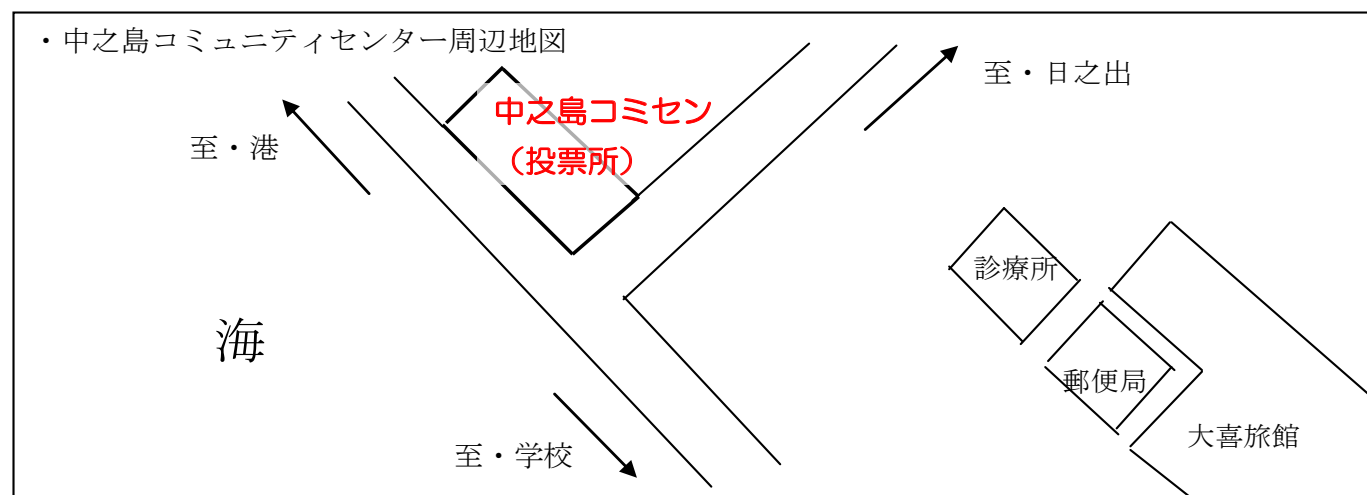


▲▼脇昭夫氏による研修の様子



【中之島日之出地区の投票所が 中之島コミュニティセンターに変わります】

今まで中之島コミュニティセンターを第2投票区、十島開発総合センターを第3投票区の投票所として使用しておりましたが、高齢化等による近年の管理者・立会人の選任の難航や他島選挙区との均衡等を考慮し、第2投票区及び第3投票区を、第2投票区とし、中之島コミュニティセンターを、中之島全体の投票所として新たに設置することとなりましたので、お知らせいたします。



【旧第3投票区選挙人の投票所までの送迎について】

・旧第3投票区（日之出地区）については、旧投票所である十島開発総合センターから新投票所である中之島コミュニティセンターまで、公用車による送迎を行います。
送迎時間については、下記のとおりです。

十島開発総合センター 発 ～ 中之島コミュニティセンター 着

送迎時間（出発時間）	① 7:00 ～	⑤ 11:00 ～
	② 8:00 ～	⑥ 12:00 ～
	③ 9:00 ～	⑦ 13:00 ～
	④ 10:00 ～	⑧ 15:00 ～



○お問い合わせ先 十島村選挙管理委員会（Tel.099-222-2101）

地域づくり代表者会議を開催しました

平成27年3月2日に地域づくり代表者会議を開催しました。
今年度は各島代表が上鹿することができなかったため、当日は本庁と各島をテレビ会議で結び、各島の代表者7名と教育長・各課長・各島担当職員の14名の計21名での会議となりました。会では、今年度の取り組み状況と来年度以降の取り組みについて話し合わせ、代表者からは取り組みについて様々な意見が出されたところです。また、今回は特別講師として鹿児島大学より久保田治助氏に会議から助言等いただき、講演では地域づくり・人づくりについて講話していただきました。

今回、代表者からいただきました意見等、今後の地域づくり活動について、職員と地域が一体となった取り組みができるよう活かしていきたいと思っています。



▶代表者会議の様子



▶久保田治助氏による講演

鹿児島県議会議員選挙

鹿児島県議会議員選挙は、平成27年4月3日に告示、4月12日執行となっています。村内の投票は、次の日程になります。選挙制度の趣旨をご理解賜り、進んで投票しましょう。

1 投票日当日の投票

- (1) 期日 平成27年4月9日(木) (3日繰上)
- (2) 時間 午前7時から午後4時まで
- (3) 場所 入場券に記載してある場所

2 期日前投票

投票日当日に用務がある方、地域を留守にする方は、次の日程で期日前投票をすることができます。

【十島村役場】

- (1) 期日 平成27年4月4日(土)から平成27年4月8日(水)まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後8時まで

【口之島コミュニティセンター】

- (1) 期日 平成27年4月5日(日)から平成27年4月8日(水)まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後8時まで

投票日は4月9日(木)です。

3 不在者投票

十島村に選挙権がない長期滞在者または転入後、まだ選挙人名簿に登録されていない方は、次の日程で不在者投票をすることができます。

※ 不在者投票を希望される方は、事前に選挙権のある市町村から投票用紙を取得する必要がありますので、詳細は選挙権を有する市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

【十島村役場】

- (1) 期日 平成27年4月4日(土)から平成27年4月8日(水)まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後8時まで

【村内】

- (1) 期日 平成27年4月8日(水)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 場所 口之島・中之島・平島・悪石島コミュニティセンター、諏訪之瀬島住民生活センター、小宝島離島住民センター、高齢者コミュニティセンター

公共無線 LAN を開設しました

今年度、各島公共施設にて公共無線 LAN を設置・開設しました。

これにより、設置箇所よりおおむね 30m の範囲でどなたでも無線 LAN 接続が可能な端末であればインターネットがご利用できます。なお、接続方法等は下記のとおりです。

接続方法

- ①スマートフォン又はパソコンにて Wi-Fi の FREESPOT 無線 LAN を選択します
- ②メールアドレスを登録します（自動又は手入力）
- ③登録されたメールアドレスにパスワードが送付されてきます（手入力の時）
- ④送付されたパスワードを入力します（手入力の時）
- ⑤利用開始（事前登録も可能です）



※設置箇所※

口之島コミュニティセンター、中之島コミュニティセンター、中之島総合開発センター
平島コミュニティセンター、諏訪之瀬島住民センター、悪石島コミュニティセンター
小宝島住民センター、宝島コミュニティセンター
ご利用方法については本村ホームページでもご覧出来ます。

春の全国交通安全運動！

平成 27 年 5 月 11 日（月）～ 5 月 20 日（水）

5 月 20 日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に登録されている、バイクや軽自動車などの所有者に対して課税されます。

たとえ 3 月 31 日までに、車両の廃棄や他人への譲渡を行っていても、同日までに総務課、各島出張所、若しくは軽自動車連合会にて廃車、譲渡申告などを行っていないければ、昨年どおり平成 27 年度の軽自動車税が課税され、税金が発生してしまいます。

廃棄や譲渡を行った方で、申告書の提出がお済みでない方は、役場・出張所にてお早めに手続きを行ってください。

過去にも廃車・譲渡申告を行っておらず、課税された件が何件かありますので、くれぐれも手続き漏れのないようにご注意ください。ご不明な点は総務課税務係にお問い合わせください。

軽自動車の
廃車手続き
名義**変更**は
お済みですか？

原付等の新規取得・名義変更の際
<軽自動車税申告書(下図)>

原付等の廃車の際
<軽自動車税廃車申告書(下図)>
とナンバープレートをご提出ください。



平成 26 年度
2 月末現在

介護保険料	国民健康保険税	水道使用料	軽自動車税	固定資産税	村県民税
未納額 305 千円	未納額 2,750 千円	未納額 224 千円	未納額 47 千円	未納額 1,024 千円	未納額 1,345 千円

村税等各種料金の
100%収納完了に
ご理解とご協力をお願いします。

納税はお済みですかー

本村において、貴重な自主財源である村税等各種料金の滞納金や、義務を果たさず、権利だけを主張する滞納者を放置しておくことは、村財政に悪影響を及ぼすだけでなく、納期限内に納付し、遅延無く納税義務を果たされた大多数の皆さんに対して公平性を欠くこととなります。

その対策として村では村税等各種料金において滞納がある場合、村が単独で交付、支給する一部の補助金、貸付金、及び賃金等の支給において停止、制限することとしています。

滞納税等のある方は、早急且つ確実に納入していただきますよう宜しくお願い致します。

※役場で手続きができるのは、原付・バイク(125cc 以下)・ミニカー・小型特殊自動車です。それ以外の軽自動車については、軽自動車検査協会へお尋ねください。

【 軽自動車検査協会鹿児島事務所 】

〒891-0131 鹿児島市谷山港 2 丁目 4-38 TEL 099-262-0606

▼十島村の一般会計行政コスト計算書	(単位：千円)
〈A 経常行政コスト〉	3,269,939
1. 人にかかるコスト	358,792
人件費	311,453
退職手当引当金繰入等	31,316
賞与引当金繰入等	16,023
2. 物にかかるコスト	2,484,900
物件費	415,524
維持補修費	7,622
減価償却費	2,061,754
3. 移転支出的なコスト	356,476
社会保障給付	38,889
補助金等	185,009
他会計等への支出額	88,397
他団体への公共資産整備補助金等	44,181
4. その他行政コスト	69,771
支払利息等	70,279
回収不能見込経常額	△508
その他行政コスト	0

3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したかを表している財務諸表です。純資産はこれまでの世代が負担してきた部分ですので、1年間でこれまでの世代が負担してきた部分の増減を把握することができます。

4. 資金収支計算書

資金収支計算書とは、歳計現金（＝資金）の出入りの情報を性質の異なる「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表している財務諸表です。

「経常的収支の部」は、日常の行政活動による資金収支の状況、「公共資産整備収支の部」は、公共事業等に伴う資金の使途とその財源の状況、「投資・財務的収支の部」は、出資・貸付・村債の償還などの支出とその財源の状況を表しています。

▼十島村の一般会計純資産変動計算書	(単位：千円)
期首純資産残高	55,034,002
純経常行政コスト	△3,241,563
一般財源	1,967,759
・地方税	72,268
・地方交付税	1,777,275
・その他行政コスト充当財源	118,216
補助金等受入	1,210,244
臨時損益	△7,240
・災害復旧事業	△7,975
・公共資産除売却損益	735
資産評価替えによる変動額	0
その他	0
期末純資産残高	54,963,202

〈B 経常収益〉	28,377
1. 使用料・手数料	22,555
2. 分担金・負担金	5,822
〈A-B 純経常行政コスト〉	3,241,562

2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、十島村の1年間の行政活動のうちの人的サービスや給付サービスなどといった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料・手数料、分担金・負担金・寄付金）を対比させた財務諸表です。また、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別に、それぞれの経費を把握することができます。

1 経常的収支の部	(単位：千円)
〈支出合計〉	1,149,570
人件費	358,761
物件費	415,524
社会保障給付	38,889
補助金等	185,009
その他	151,387
〈収入合計〉	2,627,157
地方税・地方交付税	1,849,261
国県補助金等	268,302
使用料・手数料	22,469
その他	487,125
≪経常的収支額≫	1,477,587
2 公共資産整備収支の部	
〈支出合計〉	1,792,624
公共資産整備支出	1,730,039
公共資産整備補助金及び繰出	62,585
〈収入合計〉	1,169,395
国県補助金等	941,810
その他	227,585
≪公共資産整備収支額≫	△623,229

3 投資・財務的収支の部	
〈支出合計〉	934,879
投資・出資金及び貸付金	0
基金積立額・基金繰入額	428,996
他会計への公債費充当財源繰出	4,482
地方債償還額	501,401
その他	0
〈収入合計〉	9,269
貸付金回収額	0
公共資産売却収入	735
その他	8,534
≪投資・財務的収支額≫	△925,610
当年度歳計現金増減額	△71,252
期首歳計現金残高	237,794
期末歳計現金残高	166,542

▶十島村の一般会計資金収支計算書

十島村の平成 25 年度決算の財務諸表を公表します
～総務省改訂モデルによる財務諸表～

十島村がもつ資産、負債等のストック情報や行政サービス等を過去から現在、将来にわたって把握するために「総務省方式改訂モデル」による平成 25 年度決算に基づく財務諸表 4 表を作成しました。

財務諸表 4 表には、①貸借対照表（バランスシート）、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書がありますが、これら財務諸表 4 表を作成・公表することで、行財政の改革や、財源の配分等に活用します。

1. 貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表とは、年度末において、村が住民サービスを提供するために保有している資産（土地、建物、現金等）と、その資産をどのように財源（負債・純資産）で賄っているかを総括的に表したものです。資産合計と負債・純資産合計が一致し、左右のバランスがとれている表であることから「バランスシート」とも呼ばれています。

〔資産の部〕		〔負債の部〕		(単位：千円)	
(これまで積み上げてきた資産等の金額)		(将来の世代が負担しなければならない金額)			
1. 公共資産	56,412,808	1. 固定負債	4,424,432		
有形固定資産	56,412,808	地方債	4,266,612		
売却可能資産	0	退職手当引当金等	157,820		
2. 投資等	2,318,543	2. 流動負債	534,010		
投資及び出資金	2,636	翌年度償還予定地方債	517,987		
貸付金	0	賞与引当金	16,023		
基金等	2,311,508	負債合計	4,958,442		
長期延滞債権	4,535	〔純資産の部〕			
回収不能見込額	△136	(これまでの世代が負担した金額)			
3. 流動資産	1,190,293	1. 公共資産等整備国県補助金等	38,250,651		
現金預金	166,542	2. 公共資産等整備一般財源等	15,837,827		
財政調整基金・減債基金	1,022,000	3. その他一般財源等	874,724		
未収金	1,817	4. 資産評価額	0		
回収不能見込額	△66	純資産合計	54,963,202		
資産合計	59,921,644	負債及び純資産合計	59,921,644		

◀十島村の一般会計貸借対照表

※○有形固定資産：長期にわたって住民サービスを提供するために、村が利用または所有する道路や建物や土地などの有形資産を計上しています。

○売却可能資産：資産在庁が整備されると公共資産のうち、普通財産（行政サービスに供していない財産）の宅地、雑種地などを売却可能資産として計上することとなります。

○投資及び出資金：公営企業や公益法人等への団体に出資している金額を計上しています。

○貸付金：予算から、公営企業や外部の団体、個人などへの貸付金現在高を計上しています。ただし、未収金や長期延滞債権として振り替えられたものは除いています。

○基金等：①退職手当目的基金、②その他特定目的基金（十島村では「地域振興基金」や「渡船基金」などがあります。）、③土地開発基金、④その他定額運用基金（十島村では「住宅貸付基金」や「産業振興基金」があります。）、⑤退職手当組合積立金を指します。

○長期延滞債権：村税や使用料などの収入未済額のうち、前年度以前に発生した債権について計上しています。

○回収不能見込額：貸付金及び長期延滞債権のうち、将来回収不能となると見込まれるものを計上しています。過去 5 年間の滞納繰越収入 ÷ 滞納繰越額の平均値を用いて算出しています。

○現金預金：①財政調整基金、②減債基金、③歳計現金（出納閉鎖時の繰越残高で、歳入歳出差引額を計上）を指します。

○未収金：村税や使用料などの収入未済額のうち、当年度に発生した債権について計上しています。回収不能見込額については、「長期延滞債権等」の「回収不能見込額」と同様の方法で算出しています。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります！

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号が付けられます。

○番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。

○マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

- 来年（平成28年）1月以降、下記のような行政手続でマイナンバーが必要になります。例えば、
- ・年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ・健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ・毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- ・税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。

■マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。コールセンターも開設しています。マイナンバー制度のよくある質問（FAQ）や最新情報は、下記のホームページに掲載しています。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

また、マイナンバーのコールセンターも開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0570-20-0178（外国語は0570-20-0291）

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

中之島食改活動

平成27年2月22日「食改さんの健康食堂」と銘打って長命草うどんを作り島民に300円で販売しました。

メニュー 長命草うどん、白菜の中華風和え
おにぎり、たんかんのゼリー



10名の食改さんたちが心ひとつになって2～3日前から準備をして島の方々においしいものという気持ちで頑張ってくださいました。手づくりのバランスガイドや長命草の効力をみなさんに解るように説明も加え、たくさんのご好評をいただきました。



十島村へのふるさと納税について

4月から十島村へふるさと納税をしていただいた方への十島村特産品の贈呈内容を拡大いたします！！

本村では平成20年度よりふるさと納税制度を設けております。ふるさと納税制度とは、任意の都道府県や市町村などに寄附することで、寄附した額と所得に応じ、一定の税額の控除ができる制度のことです。（法人の場合は、全額損金算入できます。）

当村では、これまでふるさと納税のご寄附をしていただいた方へ、十島村の特産品を贈呈させていただいておりましたが、全国的なふるさと納税制度の拡大の背景もあり、十島村特産品のさらなるPRの為、平成27年4月からご寄附をしていただいた方への特産品の贈呈内容を拡大いたします。これまで以上の品数、量での贈呈を考えておりますので、「ふるさと納税制度」を活用したむらづくりの応援をよろしくお願いいたします。



～トカラふるさとづくり寄付金の現在の申込状況について～

平成27年2月末現在での今年度中の申込み状況は、87件、309万6,200円となっております。

5万円未満	73人 (29人)	1,074,200円 (477,200円)	10万円以上	7人	1,650,000円
5万円以上	7人 (2人)	372,000円 (120,000円)	合計	87人 (31人)	3,096,200円 (597,200円)

▽寄付申込額別件数
(平成26年度分
-平成27年2月末現在-)

※（）は村職員の寄付者数、及び寄付額

▽寄付者の氏名公表（敬称略）（順不同）
事前に了承を得た方々で未公表の方のみ公表しています。

個人		法人	
大内 俊英	東京都	株式会社アジア技術コンサルツ	鹿児島県
		有限会社ハヤト工業	鹿児島県
		株式会社大翔	鹿児島県

【ご寄附への特典について】

ご寄附をしていただいた方には、もれなく十島村の特産品詰合せセットを送付させていただいております。

十島村ふるさと納税窓口 十島村総務課 TEL099-222-2101

職員研修の中で心肺蘇生法等の講習会を実施しました

「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」

鹿児島赤十字病院 内科 柳和寿先生に講話をしていただきました。

今回、柳先生が作成された「心肺蘇生法マニュアル」、「フェリーーとしま意識障害者対応マニュアル」をもとに実技研修を実施しました。

＜柳先生が作成されたマニュアルのポイント＞

1. 心肺蘇生法は、多くの島民の方々の協力が必要であること
2. 今までの心肺蘇生法と少し異なる流れについて理解すること
3. 多くの島民の方々と情報を共有することで、より正確でより救命率の高い心肺蘇生法を達成したい
4. みんなで協力することで、おのの精神的、肉体的責任・負担を軽くしたい

- ＜柳先生が作成されたマニュアルのポイント＞
1. 心肺蘇生法は、多くの島民の方々の協力が必要であること
 2. 今までの心肺蘇生法と少し異なる流れについて理解すること
 3. 多くの島民の方々と情報を共有することで、より正確でより救命率の高い心肺蘇生法を達成したい
 4. みんなで協力することで、おのの精神的、肉体的責任・負担を軽くしたい

▼職員全員で実技研修



参加した職員の感想

○今回の意識障害者対応並びに心肺蘇生法マニュアルの講習では、今までの講習にはない患者発見から対応・連絡・救命措置の流れがマニュアルとして具体化されていたので大変わかりやすく勉強になりました。また、今までに無い意識障害者への対応方法（胸骨刺激等）やバックバルブマスク人口呼吸器の使用方法など指導してもらい今後の船内での救急患者の対応に役立てていきたいと思っています。

○救急対応については頭ではわかったつもりでしたがいざ動くとなると全く体が動かないものだと痛感させられました。先生の講習は、実践形式でとても頭に入りやすいでした。先生が冒頭でっしゃった「みんなが知って動くことができれば肉体的、精神的負担は減らせる」とはまさにそうだと思います。万が一に備えられるようにしたいです。

○事例に基づき、具体的に知ることができました。誰か1人が知っていても対応できないため多くの職員がマニュアルがあること、対処方法を知っておくことが大切だと思いました。

○急患発生時には多くの人手が必要ということがわかりました。また、実際に急患が発生したときの
手順も行うことで、現場で行われている状況を知ることでもでき、今後の急患発生時の役場側の対応
にも活かしていきたいと思います。

○役場職員も繰り返し共通認識がもてるようにこのような機会を設けていくことが必要だと思います。またこのようなマニュアルを作成していただいたことに感謝します。

十島村診療所成人心肺蘇生マニュアル(モニターがある場合)(ECCハンドブック2010より一部参照)

心肺蘇生開始(患者様診療所搬送後)

- ↓
- 1.AEDはつけたまま、モニターを装着し、心肺蘇生再開（胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返す）。
2.看護師以外の6人担当を決定（診療所看護師は生理食塩水にて点滴をとったあとは薬剤係へ。）
（A.心臓マッサージ係：2人、B.記録係：1人、C.看護師携帯担当係：1人、）
（D.バックバルブマスク人工呼吸係：1人、E.搬送連絡担当係：1人（診療所電話にて役場と連絡をとる。）
（十島村役場電話：099-222-2201,消防団電話： ,診療所医師電話： ）

①記録開始+0,+8分(記録係は+0分,+8分と叫ぶ)(看護師は頸動脈を触知する。)
→胸骨圧迫(心臓マッサージ)/人工呼吸の中断とAEDによる除細動(電気ショック)または除細動なしの判定。

↓ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す。

②記録開始+2分後(記録係は+2分と叫ぶ)(看護師は頸動脈を触知する)
→胸骨圧迫(心臓マッサージ)/人工呼吸の中断とAEDによる除細動(電気ショック)または除細動なしの判定。

↓ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す。

③記録開始+4分後(記録係は+4分と叫ぶ)(看護師は頸動脈を触知する)
→胸骨圧迫(心臓マッサージ)/人工呼吸の中断とAEDによる除細動(電気ショック)または除細動なしの判定。

↓ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す。

④記録開始+6分後(記録係は+6分と叫ぶ)(看護師は頸動脈を触知する)
→胸骨圧迫(心臓マッサージ)/人工呼吸の中断とAEDによる除細動(電気ショック)または除細動なしの判定。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返し①に戻る。

『フェリーとしま』

の運航順路が変更になります！

平成27年4月1日以降の鹿児島港発の出港便より、鹿児島市および奄美市からの運航ルートが新しく変更となります。

新 鹿児島⇄口之島⇄中之島⇄諏訪之瀬島⇄平島⇄悪石島⇄小宝島⇄宝島⇄名瀬
 (旧 鹿児島⇄口之島⇄中之島⇄平島⇄諏訪之瀬島⇄悪石島⇄小宝島⇄宝島⇄名瀬)
 上記のとおり平島と諏訪之瀬島の寄港順路を変更した経路を航行いたします。

※この運航計画については、平成27年3月11日現在 九州運輸局に認可申請中です。

新発着時刻表



運航ダイヤ（平成27年4月～）

月 日 曜 日	着時間	発時間	発着地名	着時間	発時間	月 日 曜 日
第1日 月・金		23:00	鹿児島	18:40		
第2日 火・土	5:10	5:20	口之島	12:00	12:10	第3日 水・日
	6:05	6:15	中之島	11:05	11:15	
	7:10	7:20	諏訪之瀬島	10:00	10:10	
	8:05	8:15	平 島	9:05	9:15	
	9:05	9:15	悪石島	8:05	8:15	
	10:25	10:35	小宝島	6:45	6:55	
	11:05	11:15	宝 島	6:05	6:15	
	14:20		名 瀬		3:00	

※第3日目の口之島～鹿児島間においては、鹿児島港における他船舶との運航時刻調整のため減速航行を行うことから20分調整時間が生じます。
 ※記載中の曜日については、天候不良等による延期もございます。

運航スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
第1日		→			→		
～	鹿児島～十島～名瀬				鹿児島～十島～名瀬		
第2日							
第3日			→				→
	名瀬～十島～鹿児島				名瀬～十島～鹿児島		

住民医療費助成制度について

住民医療費助成は、十島村住民に対して医療費の助成を行うことにより、住民の健康保持と医療費の自己負担の軽減を図ることを目的として行われている本村独自の制度です。

対象者は、本村に住所を定めてから 2 年以上経過した者等の要件を満たしている必要があります。また、各世帯の所得金額等により、助成金の算出時に控除する基礎控除額が異なります。（下表のとおり）

▼ 所得金額に対する基礎控除額表

所得金額の範囲	基礎控除額
0～30 万円未満	5,000 円
30～50 万円未満	6,000 円
50～70 万円未満	7,000 円
70～100 万円未満	8,000 円
100～130 万円未満	10,000 円
130～160 万円未満	15,000 円

※ 所得金額が 160 万円以上の方は、条例により助成対象外となりますのでご注意ください。

（注意事項）

- ① 助成条件となる所得金額は、当該世帯にかかる前年の総所得金額等の合計額から被保険者1人について5万円を控除した額になります。
- ② 8月診療月分～翌年7月診療月分の1年間は同じ基礎控除額で助成金を算出します。
- ③ 医療費助成の対象となる医療費については、保険点数医療費のみが対象となり、入院時の食事代・衣服代・部屋代等は含まれません。

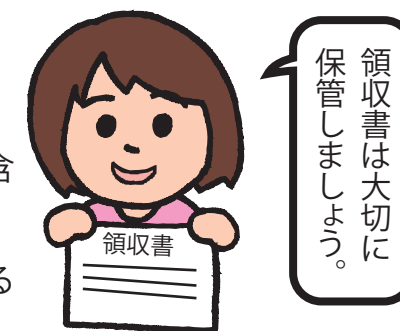
保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内に、領収書（原本）を添付して申請してください。

（※ご留意いただきたいこと）

- 医療費助成が支給されるまで、高額療養費等の計算等を含め3～4ヶ月かかります。（レセプト等の状況により、支給されるまでに 4 ヶ月以上かかる場合もございますので、ご了承ください。）

- 医療費助成の申請にあたりましては、医療機関が発行する領収書（原本）の添付が必要です。領収書がない場合は、本助成金を支給できませんので、ご注意ください。

その他、ご不明な点につきましては、十島村役場住民課保険係へお問い合わせください。



土曜授業を始めます ～子どもたちの学びをより確かなものに～

平成 14 年度から完全学校週 5 日制が実施され、13 年が経過しようとしています。この間、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし・相互に連携しながら様々な教育活動が展開され、児童生徒の生きる力の育成がなされてきたところです。

十島村の全小・中学校では、児童生徒一人一人の生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育む教育環境をさらに充実させることから、月 1 回の土曜授業を実施します。

1 基本的な考え

- (1) 児童生徒一人一人の生きる力を育むために、土曜日の過ごし方の現状等を踏まえ、学校、家庭、地域が連携・協力し合い、役割分担しながら、より豊かな教育環境を提供する。
- (2) 地域人材、地域資源等を効果的に生かした教育活動や、確かな学力、豊かな心を育む教育活動を推進していく。

2 基本方針

- (1) 月 1 回程度、原則、第 2 土曜日に実施する。
- (2) 教育課程に位置付けた授業を行う。
- (3) 授業は土曜日の半日単位とし、午前中 3 時間の授業を実施する。

3 土曜授業の内容（例）

学校、家庭、地域が連携・協力し合い、土曜日に実施することの利点を生かしたより豊かな教育活動を推進する。

《学びを深める日（確かな学力を高める学習）》

- (1) よりよい学習の定着を目指し、確かな学力を高める学習
- ア 単元・月末テストなど、児童生徒の習熟の度合いを把握する学習
- イ 児童生徒の習熟に応じた補充・発展的学習を主とする教科学習
- ウ 地域のゲストティーチャー等を活用し、学びを広げたり深めたりする学習
- エ 表現力・言語活動等を深める学習

《多様な体験活動の日》

- (3) 教科等の学習内容を深める多様な学習や体験活動（「総合的な学習」「創意」「学校行事」等の学習内容）
- ア 地域の豊かな資源等を活用し、地域をキャンパスにして学ぶ活動
- イ 「創意」活動や「総合的な学習の時間」の活動
- ウ 様々なスポーツ活動や野外活動を通して健やかな体を育む活動
- エ 土曜日に実施することで、より効果的な学校行事

4 平成 27 年度の土曜授業実施期間

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間（年 10 回）

授業内容につきましては、十島村立小・中学校「土曜授業」実施要綱及び学校の実態等に基づき、各学校が決めることになっています。

保護者の皆様、地域の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

《豊かな心を育む日》

- (2) 思いやりのある豊かな心を育む学習
- ア 道徳的価値をより深く追求し、「道徳性」を高める道徳の授業
- イ 地域の伝統芸能や音楽、演劇などに親しむ文化的な活動
- ウ 本との様々な出会いを通して、視野を広げ、自分を見つめる読書活動
- エ 児童生徒の自治能力を高める児童会・生徒会活動



十島村産品等輸送費支援事業について

この輸送費支援事業は、外海離島という地理的ハンディを克服するため、島の農林水産物を利用した加工品の出荷に係る経費を国・村が 1 / 3 ずつ支援し、雇用創出や定住促進に資することを目的としています。対象者におかれましては、是非この制度をご活用ください。

○事業内容

- ①内 容：村内で生産・製造された加工品を、村外へ出荷する際の定期船運賃補助
- ②対象期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ③補助額：180 円以内 / 才
- ④対象物：加工品（1 次加工以降のもの）

※例 ジャム、ドレッシング、漬物、魚醤油、めんつゆ、菓子類、塩蔵・乾燥魚介類、急速凍結・冷凍を行った魚介類、急速凍結・冷凍を行った農産物

○補助を受けるために必要な書類等

- ①出荷者名、受領日、受領数量が記載されている出荷先からの受領書（出荷先に送付した商品が確実に届けられているかの確認のため）
- ②定期船運賃領収書（中川運輸㈱に対し運賃の支払いを確実に行われているかの確認のため）
- ③出荷証明書
※出荷証明書については、中川運輸㈱から村が取り寄せます。

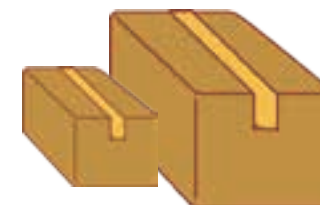
○申請時期

平成 27 年 4 月 6 日（月）までに、下記書類を役場地域振興課必着。

- ①申請書
 - ②計画書
 - ③出荷先からの受領書
 - ④定期船運賃領収書
- ※①②に関しては出張所窓口配置予定です。

○補助交付時期

平成 27 年 4 月～5 月頃



問い合わせ先
十島村役場 地域振興課

3 月 9 日付けで、十島村役場の保健師として勤務することとなりました。以前、看護師として宝島・小宝島へ診療に行く機会があり、それから十島村の素晴らしさに魅了されました。保健師としては初めての仕事となりますが、いちから学び、十島村のことをもっと知りながら、村民の皆様のためにがんばっていきたいと思います。これから、よろしくお願いします。

住民課 保健師▶

前山 彩乃さん



新規採用職員紹介

平成 26 年度
補 正 予 算

減額補正も 災害復旧費大幅増
一般会計補正予算 1,147 千円減

平成 26 年一般会計補正予算は、歳入では、予算額を下回る事業執行に伴う国庫補助金の確定などにより、マイナス 1,147 千円の減額補正となっております。また、歳出では、高齢者住宅改造の補助金や、地域子育て支援拠点整備による工事請負費、海岸漂着物地域対策による通信運搬費、老朽化に伴う製氷施設改修にかかる工事請負費、高速観光船「ななしま 2」の燃料費、検査工事費、道路反射鏡設置の原材料費、村営住宅新築にかかる工事請負費、老朽化に伴う天文台改修にかかる工事請負費、台風や雷など荒天災害による家畜保護施設、港湾、教員住宅、集会室、ブロードバンド施設の復旧に伴う工事請負費など整備事項が多く計上されており、生活基盤の安定性を求めたところです。その他、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の主なものについては、次のとおりです。

地域子育て支援施設整備費 など
民生費 1,162 万円
子育て支援施設の整備による住民センターの床、手すり等の改修工事や、支援施設にかかる備品購入費などが計上されています。

村営住宅改修工事費 など
土木費 1,621 万円
定住促進事業による村営住宅の新築にかかる設計管理委託費・工事請負費や、道路反射鏡購入による原材料費などが計上されています。

家畜保護施設復旧工事費 など
災害復旧費 1,476 万円
台風災害等による家畜保護施設、ブロードバンド施設、教員住宅、集会室、南之浜港、宝島港の復旧に伴う工事請負費などが計上されています。

診療所整備費 など
衛生費 138 万円
老朽化した診療所の修繕費・備品購入費や、海岸漂着物地域対策推移新事業による漂着物の通信運搬費、処分委託料などが計上されています。

＜その他補正予算（歳出）の主なもの＞

- 議会費 96 万円
議会活動費・議員報酬手当費など

住宅管理費 87 万円
村営住宅改修工事・屋根等補修資材など

社会福祉総務費 455 万円
国保特会繰出金・社会福祉関係負担金など

農林水産業費 48 万円
製氷施設改修工事・漁船上架施設修繕など
- 国民健康保険特別会計（第 2 号） 321 万円
後期高齢者負担金・財政安定化支援事業繰入金など

船舶交通特別会計（第 4 号） △601 万円
ツアー委託料の減・代理店手数料の増など

介護保険特別会計（第 2 号） 425 万円
介護サービス給付費・入所者介護サービス費など

簡易水道特別会計（第 3 号） △54 万円
維持管理費の減・公課費の減

十島村議会

平成 26 年 1 2 月定例議会 議決結果

12 月 15 日 ～ 12 月 19 日（5 日間） 21 案件を審議

議案番号	件 名	議決結果
報告 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年度十島村一般会計補正予算(第 3 号))	承認
同意 第 4 号	十島村教育委員会委員の任命について	同意
議案 第 70 号	東之浜港改修工事変更請負契約の締結について	原案可決
議案 第 71 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	原案可決
議案 第 72 号	十島村税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案 第 73 号	十島村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	原案可決
議案 第 74 号	十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案 第 75 号	十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案 第 76 号	十島村障害福祉計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案 第 77 号	十島村障害者程度区分認定審査会委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案 第 78 号	十島村指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案 第 79 号	十島村地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案 第 80 号	十島村家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例の制定について	原案可決
議案 第 81 号	平成 26 年度十島村一般会計補正予算(第 4 号)について	原案可決
議案 第 82 号	平成 26 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について	原案可決
議案 第 83 号	平成 26 年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第 4 号)について	原案可決
議案 第 84 号	平成 26 年度十島村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について	原案可決
議案 第 85 号	平成 26 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 3 号)について	原案可決
議案 第 86 号	十島村長の給料の減額の減額に関する条例の制定について	原案可決
陳情 第 6 号	青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書に関する陳情書	採択
発議 第 2 号	青少年健全基本法の制定を求める意見書	原案可決



松下直志 議員

【予算の適正な執行について】
○松下議員 25年度予算が26年度へ明許繰越として28事業が繰越されているが入札未了及び今年度の完成期日が確定していない事業があれば示せ。
○肥後村長 28事業のうち、18事業が支払まで既に完成しているものの、4事業が支払いを残すのみ。5事業が契約締結済で、事業実施中1事業が完成期日が確定していないものである。旧林道大峰線改良舗装事業については地元施工になり、ある程度目途が付き次第、現地で進める内容となっているため、事情を理解いただきたい。

○松下議員 今年度各種会計予算の中で12月10日現在の入札未了事業の予算額、未了の理由、進捗状況及び完成見込等の一覧表の提出を求め、適正執行について、村長の見解を伺う。
○肥後村長 「予算の適正な執行」については、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性が求められる。どのような時期に予算執行することが適切で、効率的・効果的であるかを勘案した上で、透明性のある方法で執行することである。この観点から、いまだに執行されていない事業、また、年度後半になってから事業執行することがその時期で良かったのか反省している。

もうひとつの理由として、村の職員体制の問題にあり、本村の職員が抱える事務量、事業量を検証して、職員の処理能力も十分検討することになるかと思う。

昨年の入札の不調については、年度後半に事業が集中したこと、



その他

- 専決処分の承認を求めることについて（報告第6号）
⇒ 平成26年11月21日の衆議院解散に伴う衆議院議員選挙に係る予算の補正に急を要したため。
- 十島村教育委員会委員の任命について（同意第4号）
⇒ 当該委員1名の任期が平成26年10月12日をもって満了となったため、後任委員の任命について同意を求めた。（議決結果：同意）
- 東之浜港改修工事変更請負契約の締結について（議案第70号）
⇒ 当該事業について変更が生じたため議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めた。（議決結果：原案可決）

議会ライブ中継アンケートの声

実施期間：平成26年8月19日～9月14日（26日間）

- 平成26年8月19日～9月14日まで、住民を対象とした議会ライブ中継アンケートが実施されました。
その中では、マイクと発言者の位置関係による音声の小ささや、多くの住民がライブ中継を見る事が困難な現状であるため、議会後に各島々で議会報告会の実施の希望意見や、議会改革による議員報酬の日当制への移行意見、ライブ中継時に発言者だけでなく、議会資料の放映の斡旋意見、言動だけでなく、本村の活性化、生活基盤の改善を図るための議員の向上心・意欲についての斡旋意見などが挙げられました。
以上のアンケートに御協力いただいた皆様の意見をもとに、今一度、住民の代表者である議員としての使命を確認し、各位見識を深め、鋭意努力して参ります。

また離島単価が今までの単価で処理されたものもあった。26年度については、大幅に離島単価等の見直しも行っており、現時点では入札未了は出ていないと認識している。

【航路順路変更について】

○松下議員 寄港順路変更の1年間の実証試験運航も残すところ2月の4運航となり各種データ等も7～8割方検証済であるが、早期実現についてどの様に考えているか。

○肥後村長 本年度の実証運航16航路計画のうち、12航路の経過については、約10分間の時間短縮、約200リットルの消費燃料の削減が確認されている。十島航路は長距離航路、長時間航路で、また海象条件の厳しい海域で、村民乗客等の乗船負担は大変なものがあり、乗客は、目的地に一刻でも早く着きたいと願っている。さらには本村の航路は多額の収支欠損を出し、会計検査院からも早期

の改善を求められている。実証運航終了後、速やかに平島へ出向き、平島住民に村の考え方及び結果を示し、理解を求めるとともに、早期実現へ向けて取り組んでいきたいと考えている。

【災害復旧工事について】

○松下議員 10月の台風19号に依る宝島港（セング港）の被災状況の把握と復旧見通しを伺う。

○肥後村長 今回の補正予算で村単独災害復旧として計上しており、議決後に直ちに入札執行する方向で進めている。破損コンクリートの復旧については、被災状況を考慮し、上部工の付着力を増すための方法を検討している。村単独事業では財源が厳しく、次年度以降の特定離島事業と県補助事業等を活用し整備する方向であるが、防舷材の埋め戻し栓については、接岸時に支障をきたすことから、今回の事業の中で施工する方向で考えている。



日高助廣 議員

【村道の維持管理について】

○日高議員 村道の維持管理主体は村であるが、現状において適正な管理業務ができているか。村長の見解を伺う。

○肥後村長 経年劣化、公共事業等の交通車両の大型化など様々な要因もあり、道路面の損傷や危険性の高い箇所がある。管理体制は、施工管理をたて、又村政座談会等で要望を受け、財源を見極めながら対応している。道路の清掃・除草・伐採等の経費については、現在約6割の執行状況であり、今後の稼働状況の実態も見極めながら判断していきたい。

○日高議員 本村は「美しい自然環境」が魅力であるが、通行する道路が適正管理されていないとイメージダウンになりかねない。観光施設等の乗り入れ道路と併せて適正管理を図れ。



永田和彦 議員

○肥後村長 現在の各島の地域づくり委員会の活動については、年間の活動補助金は支給されているものの、殆どが物品の購入などに充てられている実体にある。議会からも予算消化で地域活性に繋がっていないため見直しを早急に必要との指摘も受けている。昨年度末の代表者会議において、人材育成や先進地研修等の検討について要請したが、現在までどここの地域もそのような取り組みは無い状況にあり、各地域において地域づくり活動に対し、行き詰まった印象を受けている。



○永田議員 今後の、地域おこし・地域づくりについて地域に目指して欲しい姿や方向性について、具体的に村長として思い描くものがあるか。

村道の維持管理、村有バックホー等の有効活用・維持管理について

【村有バックホー等の有効活用、維持管理について】

○日高議員 村有バックホー、ブルドーザー、チョップパー等は適正使用、管理がなされているか。

○肥後村長 建設機械等の利用については、出張所を通じて申請し、決定通知後に使用を許可している。使用にあたっては、出張所に備え付けの使用実績簿へ使用状況を記載し、使用実績簿に基づき使用料を算定し徴収しており、現在、使用料の未納はない。ブルドーザー導入については、機械移動に効率的な対応が可能であることから、口之島と宝島に配置し、現在は悪石島で木柱平張施設の建設等に使用している。バックホー及びブッシュチョップパーは、平島及び小宝島を除く5島に配置し、利用可能な台数はバックホー4台、ブッシュチョップパー5台である。これらについては、畜産振興事業にて導入した経緯もあり、牧場が広い5島に配置し、状況をみて平島及び小宝島にも移動をさせる体制にしている。

○日高議員 定期点検は業者により定期的に実施しているが、通常のメンテナンスは適正に行われているか。

○肥後村長 定期検査は、業者が実施し、通常のメンテナンスは出張員及び現業業務員が行っている。現業業務員の意見交換会において、メンテナンス方法に関する資料を配布し、適正なメンテナンスに努めるよう指示している。ただ、現状の頻繁な故障状態などを考えた場合、今後は、メンテナンス業者をそれぞれの島に派遣し、又機械の点検や技術講習なども含め検討していきたいと考える。今後においても多額の維持費が嵩むことが予想されることから、来年度の特定期間事業等を活用し、更新を検討している。バックホーやブッシュチョップパーの配備、適正な道路管理、観光施設の管理、及び村内のマンパワーの問題、産業振興問題等を判断した場合、基本的には全島配備を進めるべきと考えている。財源状況を見極めて、予算化を実行して参りたい。

原因として、地域を引っ張るリーダーの育成が整っていない、そして人材不足が考えられる。

職員が年に数回現地に出向き、運動会や地域づくり活動に参加しているが、職員の抱える業務もかなり多岐にある中で、なかなか深く携わっていけない状況にある。また、地域担当職員が島での協議を持ち帰ったものを担当課長が積極的に対応・議論する場も、次年度以降からは取り入れていくべきと考える。

○肥後村長 求める「地域おこし」・「地域づくり」とは、地域住民自らが一丸となって自らの地域の課題、活性化に取り組んでいく姿だと思っている。

地域づくりの原点は、人である。県内でも行政に頼らない地域づくりを取り組んでいる団体もあり、その原点は、個性ある強力なリーダーであり、リーダー育成は、一日でなるものではないと考える。今後においては地域づくり組織全体の先進地研修の実施、登録アドバイザーの派遣（講師招聘）、一律40万円の補助金の支給から、今後は地域づくり組織からの計画の提案により、補助金の額を判断する時期に来ていると考える。

○永田議員 現在の地域おこし・地域づくりについては、各島単独での取り組みしか行われていないが、今後各島間の横の連携も含めて共に取り組む体制づくりも必要になっていくと考えるが、行政としてどの様に関わり取り組んでいく考えがあるか。

○肥後村長 各島を巻き込んだ地域づくりでは、現在実施の列島マラソン、あるいは2か島の限定ではあるがツアーもある。

また、来年度は国民文化祭も開催され、さらにはこの26年度から村民体育大会の開催のための準備をする為の予算措置もしている。現在は年度末に1回の地域づくりの代表者会議を実施しているが、年度始め、あるいは年度途中等を通じて回数を増やすなど、又島での開催なども含めて、この地域づくりの場をさらに強化すべきと考えている。まずは、そのような場をできるだけ多く提供することと何らかの連携するきっかけがつかめるのではないかと考えていることから、議会とも議論をしながら進めていきたい。

補助金の使途については、人づくりを原点に考えた場合、住民と職員が一体となり、取り組みの地域や団体の視察等、交流を行う方法も一つであり、第一歩と考える。

村営定期船 フェリーとしま

平成 27 年 04 月運行予定

※4月1日鹿児島港発便は、転入教職員異動のため、貨物・航送車両を制限します。

鹿児島 ↔ 十島村 ↔ 名瀬



十島村 土木交通課 航路対策室
TEL: 099-222-2101
フェリーとしま
TEL: 090-3022-4523



日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
予定	入出		入出		入出			入出		入出		入出			入出		出		入出			入出		出		入出			入出		
便区分	名瀬便		名瀬便			名瀬便		名瀬便		名瀬便			名瀬便				名瀬便			名瀬便				名瀬便			名瀬便		名瀬便		

※4月8日(水)は、県議選対応にかかる臨時便です。

平成 27 年度市町村交通災害共済加入者募集中！

4月1日現在で組合加入市町村に住民登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入でき、年会費1人500円で見舞金最高100万円（死亡の場合）まで補償されます。各家庭に申し込み用紙を配布しておりますので、加入を希望されます方は各島出張所に申し込み用紙と掛金を提出して下さい。

【加入対象者】 4月1日現在で組合加入市町村に住民登録をしている方。学校への通学・出稼ぎ等で一時的に転出される方でも、市町村長の認める方は対象。

【共済期間】 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

※中途加入の場合は受理した日の翌日からになります。

【共済掛金】 1人につき 500 円（中途加入も同額）

【見舞金額】 最高 100 万円（死亡の場合）

詳しくは各家庭に配布したパンフレットを参照下さい。



▲ 【 諏訪之瀬島ナベタオの山桜 】

十島村の人口・世帯数 平成 27 年 2 月末現在

島 名	男性	女性	人口	世帯
口 之 島	61	65	126	77
中 之 島	86	68	154	88
平 島	35	30	65	37
諏訪之瀬島	40	33	73	34
悪 石 島	29	29	58	33
小 宝 島	32	30	62	31
宝 島	67	62	129	73
合 計	350	317	667	373

編集／発行：十島村役場 総務課 広報係
〒892-0822 鹿児島市泉町 14-15 tel:099-222-2101
よろしければ皆さんのご意見・ご感想をお聞かせください。